

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-192015
(P2006-192015A)

(43) 公開日 平成18年7月27日(2006.7.27)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
A 6 1 M 39/02 (2006.01) A 6 1 M 5/14 4 5 9 P 4 C 0 6 6

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 5 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2005-5303 (P2005-5303) (22) 出願日 平成17年1月12日 (2005.1.12)</p>	<p>(71) 出願人 503446475 飯島 基子 東京都千代田区三番町7の4 (三番町第一マンションズ101) (74) 代理人 100080595 弁理士 西垣 康雄 (72) 発明者 飯島 基子 東京都千代田区三番町7の4 (三番町第一マンションズ101) Fターム(参考) 4C066 AA07 BB01 CC01 DD01 DD11 FF04 JJ06</p>
--	---

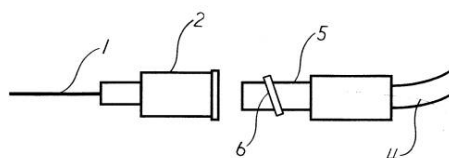
(54) 【発明の名称】 輸液用医療器具

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 留置針と点滴チューブとの接続が、左手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら右手のみででき、しかも外れにくく、また、接続部分も小型で、固定が容易で、患者に圧迫痛を与えない輸液用医療器具を提供する。

【解決手段】 留置針1基筒2の内側面に凹状部が、また、点滴チューブ4の先端筒5の外側面に上記基筒の凹状部に嵌め合う凸状部がそれぞれ設けられてなるものである。またこの逆に留置針基筒の内側面に凸状部が、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凹状部に嵌め合う凹状部がある場合でもよい。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

留置針基筒の内側面に、また、点滴チューブの先端筒の外側面に、点滴チューブの先端筒が留置針基筒の内側面に挿入すると、互いに嵌め合い可能な構造が設けられてなることを特徴とする輸液用医療器具。

【請求項 2】

留置針基筒の内側面に凹状部が、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凹状部に嵌め合う凸状部がそれぞれ設けられてなることを特徴とする輸液用医療器具。

【請求項 3】

留置針基筒の内側面に凸状部が、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凸状部に嵌め合う凹状部がそれぞれ設けられてなることを特徴とする輸液用医療器具。

10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、留置針と点滴チューブとの接続の際に生じやすい医療事故を防ぐための輸液用医療器具に関する。

【背景技術】**【0002】**

患者に薬液を投与する輸液用医療器具として長い間使用されてきた留置針と点滴チューブの接続構造によると、接続の際に、血液の逆流防止のために左手で患者の針挿入箇所を 20
圧迫しながら、留置針の基筒内に点滴チューブの先端を嵌め込んで使用するようしていた。ところが、この接続構造によると、患者が寝返りなどで動いたり、あるいは接続部分に何らかの力が加わったりすると、外れやすいという欠点があり、ケースによっては深刻な医療事故として大きな問題となることが少なくなかった。

20

そのため、近時、古いタイプの留置針と点滴チューブは、上記したような欠点を改善する新しいタイプの留置針と点滴チューブの接続構造に全面的に置き換えられたが、新しいタイプの留置針と点滴チューブの接続構造のほとんどは留置針の基筒外周に点滴チューブの先端部を取り付けるタイプであり、例えば、基筒外周および点滴チューブの先端部内部にそれぞれ対応するねじ部を設けるようにし、接続時には両者をつまんで回転させて固定させるようにしていた。

30

しかしながら、新しいタイプの留置針と点滴チューブの接続構造は、確かに従来品の外れやすいという欠点は改善されたが、接続の際に、両者をつまんで回転させて固定させるので両手を使うこととなり、したがって、古いタイプの留置針と点滴チューブでは可能であった、左手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら右手で接続するといったことができず、その結果、接続のために手を針挿入箇所から離れた瞬間に血液が逆流して外に漏れやすくなり、医療者の血液接触の危険性が増大するといった問題を新たに惹き起こしている。また、接続部分が従来品よりはるかに大型化するので、固定しづらい上に、患者が圧迫で痛がったり、皮膚潰瘍ができたりする原因ともなっていた。

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】**

40

【0003】

本発明は、上記した実状に鑑みてなされたもので、留置針と点滴チューブとの接続が、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながらもう片方の手のみででき、しかも外れにくく、また、接続部分も小型で、固定が容易で、患者に圧迫痛を与えない輸液用医療器具を提供することをその目的とするものである。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

本発明に係る輸液用医療器具は、留置針基筒の内側面に、また、点滴チューブの先端筒の外側面に、点滴チューブの先端筒が留置針基筒の内側面に挿入すると、留置針基筒と点滴チューブの先端筒とが嵌め合い可能な構造を設けてなるものである。

50

また、本発明に係る輸液用医療器具は、留置針基筒の内側面に凹状部が、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凹状部に嵌め合う凸状部がそれぞれ設けられてなるものである。

そしてまた、本発明に係る輸液用医療器具は、留置針基筒の内側面に凸状部が、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凸状部に嵌め合う凹状部がそれぞれ設けられてなるものである。

【発明の効果】

【0005】

本発明に係る輸液用医療器具は、留置針と点滴チューブとの接続が、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながらもう片方の手のみででき、しかも外れにくい効果が得られる。

10

また、接続部分も小型であるため、固定が容易で、患者に圧迫痛を与えない。

【発明を実施するための最良の形態】

【0006】

本発明に係る輸液用医療器具によれば、留置針基筒の内側面に、また、点滴チューブの先端筒の外側面に、点滴チューブの先端筒が留置針基筒の内側面に挿入すると、互いに嵌め合い可能な構造を設けてなるから、実際の使用においては、患者に針挿入後、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら残りの手に点滴チューブをもち、先端筒の外側面を留置針基筒の内側面に挿入し、回転させれば留置針基筒と点滴チューブ先端筒とが嵌め合い、これにより留置針と点滴チューブは確実に連結されることとなる。

また、留置針基筒の内側面に凹状部を、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凹状部に嵌め合う凸状部をそれぞれ設ければ、実際の使用においては、患者に針挿入後、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら残りの手に点滴チューブをもち、先端筒の外側面を留置針基筒の内側面に挿入し、回転させれば、留置針基筒の凹状部と点滴チューブの先端筒の凸状部とが嵌め合い、これにより留置針と点滴チューブは確実に連結されることとなる。

20

そしてまた、留置針基筒の内側面に凸状部を、また、点滴チューブの先端筒の外側面に上記基筒の凸状部に嵌め合う凹状部をそれぞれ設ければ、実際の使用においては、患者に針挿入後、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら残りの手に点滴チューブをもち、先端筒の外側面を留置針基筒の内側面に挿入し、回転させれば、留置針基筒の凸状部と点滴チューブの先端筒の凹状部とが嵌め合い、これにより留置針と点滴チューブは確実に連結

30

【実施例】

【0007】

以下、本発明の輸液用医療器具について実施例に基づき説明する。

図において、本発明に係る輸液用医療器具は、留置針1の基筒2の内側面に凹状部3を、また、点滴チューブ4の先端筒5の外側面に上記基筒の凹状部3に嵌め合う凸状部6をそれぞれ設けている。

したがって、実際の使用においては、図1に示すように、患者に針挿入後、左手で患者の針挿入箇所を圧迫しながら右手に点滴チューブをもち、図2に示すように、先端筒を留置針基筒の内側面に挿入し、図3に示すように、回転させれば、先端筒の凸状部6は留置針基筒の凹状部3に嵌め合い、これにより留置針と点滴チューブとは確実に接続されることとなる。

40

尚、上記凹状部3および凸状部6の凹凸の形状については、嵌め合いが可能であればどのような形状であってもよく、上記実施例においては、留置針基筒の内側面に凹状部を、また、点滴チューブの先端筒の外側面に凸状部を設けたが、これとは逆に、留置針基筒の内側面に凸状部を、また、点滴チューブの先端筒の外側面に凹状部を設けるようにしてもよい。

また、凹凸部を実施例に示すように環状とする場合においても、この例では一重としたが、何重に設けてもよいし、また、完全な環状タイプのものでよいし、一部を切り欠いた環状タイプのものであってもよい。

50

【産業上の利用可能性】

【0008】

留置針と点滴チューブとの接続が、片方の手で患者の針挿入箇所を圧迫しながらもう片方の手のみででき、しかも外れにくい効果が得られる。

また、接続部分も小型であるため、固定が容易で、患者に圧迫痛を与えない。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明に係る輸液用医療器具の一例を示す概略図である。

【図2】点滴チューブ4の先端筒5を留置針基筒の内側面に挿入する状態を示す説明図である。

【図3】点滴チューブ4の先端筒5を挿入し、回転させて、留置針と点滴チューブとを接続した状態を示す説明図である。

【図4】本発明に係る輸液用医療器具の一部を切り欠いた説明図である。

【図5】本発明に係る輸液用医療器具の一部を切り欠いた説明図である。

【符号の説明】

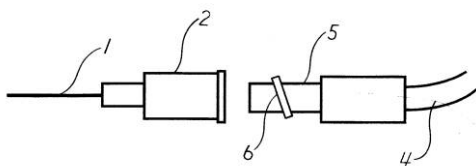
【0010】

- 1 留置針
- 2 基筒
- 3 凹状部
- 4 点滴チューブ
- 5 先端筒
- 6 凸状部

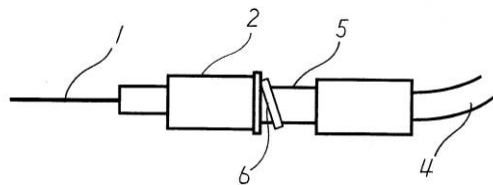
10

20

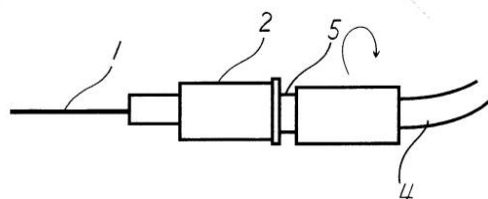
【図1】



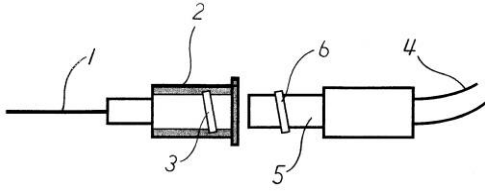
【図2】



【図3】



【 図 4 】



【 図 5 】

